

豊島区教育ビジョン検討委員会
幼児教育部会

最終報告書

令和6年11月

豊島区教育委員会

目次

巻頭文	1
1. 幼児教育部会の概要	2
(1) 幼児教育部会の設置目的	2
(2) 幼児教育部会での検討事項	2
2. 平成 30 年 幼児教育の在り方検討委員会について（振り返り）	3
(1) 設置経緯	3
(2) 報告書で示された主な施策	4
3. 豊島区の幼児教育を取り巻く状況の変化と課題	5
(1) 国の動向	5
(2) 幼児教育を取り巻く状況の変化	7
4. 幼児教育の理念・方針について	12
(1) 理念・方針の趣旨	12
(2) 理念・方針の策定	12
5. 今後の方針	13
(1) 幼児教育センターの設置	13
(2) 区立幼稚園の方向性	17
6. 資料	22

すべての子どもに質の高い教育を！

豊島区教育ビジョン検討委員会幼児教育部会

部会長 田代幸代

豊島区の子どもたち一人一人が、自分の使命を自覚して、幸せに生きていってほしい。
豊かな感性をもち、自分の能力を発揮していく社会を、他者と協働しながら創ってほしい。

子どもたちが生きていく未来は、不確実な時代、変化の激しい時代、予測不可能な社会とされている。正確性が求められる仕事はAIやロボットが代替するようになり、問題を発見する力や、新たな価値を創造する力が必要になると言われている。そのような時代に向けて、幼児教育はどのようにあたらよいのか。豊島区教育ビジョン検討委員会幼児教育部会では、こうした時機を得て、委員の皆様から貴重なご意見をいただくことができた。

幼児期の教育は、一人一人の人間の生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。待機児童の解消に向けて長時間預かる場を整えてきた「量の拡大」から、そこでどのような教育が行われるのか、一人一人がどのように育つのか、「教育・保育の質」を高めていくことに転換していきたい。

大人の都合で効率よく、皆が同じことを同じペースで学ぶことは難しいのが幼児期である。一人一人の興味や関心を捉え、それぞれの育ちの道筋を理解することを出発点に、適切な環境を整える中で、子ども自身がもっている自ら学ぶ力を引き出していく。好きなことに夢中になって取り組む中で、子どもはもっともよく学ぶのである。子ども自身の体験を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成していく幼児教育は、教科書があるわけではないので、具体的な教材も取り上げる活動もそれぞれの現場に任されている。公立・私立それぞれの幼稚園、保育所、認定こども園など、すべての就学前教育・保育施設で、子どもが主体的に学ぶ豊かな実践が展開されるようにしなければならない。そのためには、教員、保育士等の専門性を高める研修の場が欠かせない。また、小学校との接続、特別な配慮を必要とする子どもへの支援、保護者の子育て支援など、一体的に幼児教育を推進するための体制等の構築も必要である。こうした取り組みが本報告書に示され、今後実現されていくことで、豊島区全体の幼児教育の質を向上させてほしい。

最後に『教育振興基本計画』にも触れておきたい。教育振興基本計画についてのコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられている。社会全体でもウェルビーイングが注目され、経済成長を優先した時代から、一人の人間としてどのように生きるべきかを問われる時代が変わってきている。こうした動向も踏まえ、それぞれのウェルビーイングとして、多様な価値観、少数のニーズも尊重するような教育施策を進めてほしい。今ある施設や人的資源を活用して、豊島区の幼児教育が推進されることを期待している。

(豊島区教育ビジョン検討委員会幼児教育部会 部会長 田代幸代)

1. 幼児教育部会の概要

「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会最終報告書（平成 30 年 3 月）」が示されて 6 年が経過し、この間、豊島区では、預かり保育の拡大、保幼小連絡会などの施策を行ってきた。

また、平成 30 年 4 月、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「3 要領・指針」という。）が施行され、3 要領・指針においては、幼稚園・保育所・幼保連携認定こども園も幼児教育を行う施設として位置づけられるだけでなく、各施設で行う幼児教育についても一定の整合性がとられた。

さらに、令和 4 年度、文部科学省では、「幼保小の架け橋プログラム」の推進、幼児教育センターの設置促進などの取組が示された。

一方、豊島区では、令和 5 年 10 月に、改めて豊島区の幼児教育および区立幼稚園 3 園の方針を定めるべく、認定こども園の設置計画を見直しするなど、未だ多くの検討課題がある。

このような状況下、教育ビジョン検討委員会に幼児教育部会を設置し豊島区のすべての就学前の子どもの幼児教育について検討していく。

（1）幼児教育部会の設置目的

共働き世帯の増加に伴う保育需要の増加と幼稚園需要の減少など保護者ニーズが変化する中、幼児教育の無償化やこども誰でも通園制度（仮称）が創設されるなど、幼児教育を取り巻く環境や行政サービスは大きく変化している。

このような状況を踏まえ、豊島区における今後の幼児教育の在り方について豊島区教育振興基本計画（豊島区教育ビジョン 2025）に盛り込むため、豊島区教育ビジョン検討委員会の下部組織として幼児教育部会を設け、これまでの経緯を踏まえ検討、審議を行う。

（2）幼児教育部会での検討事項

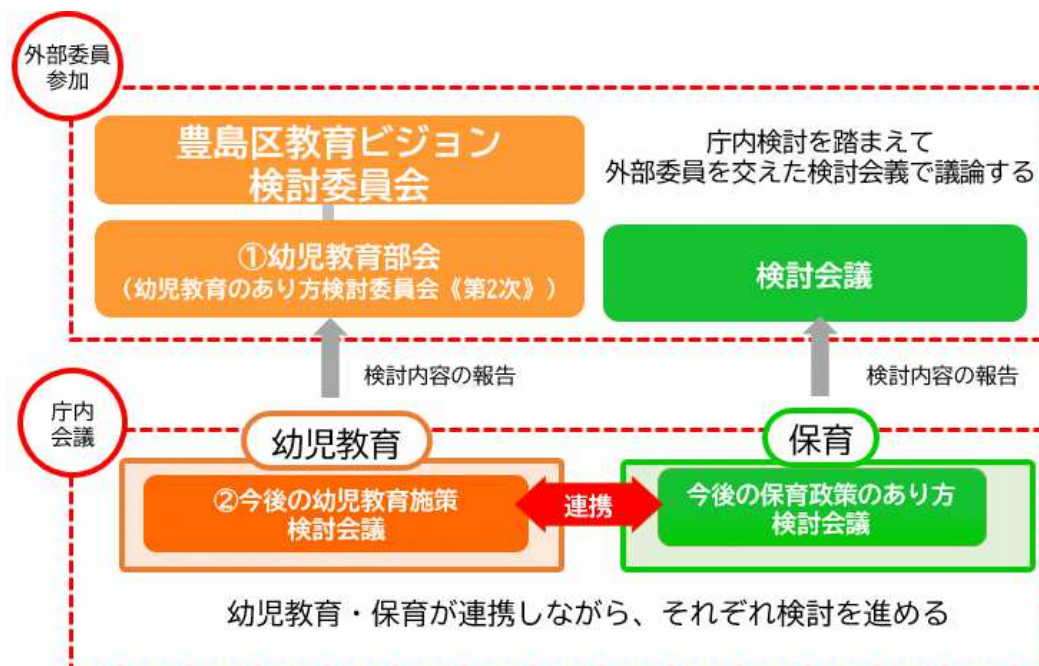
① 豊島区が目指す幼児教育の理念の策定

就学前の子どもたちにどのような教育を行っていくべきか、豊島区が目指す幼児教育の根幹となる理念を定める。

② 今後の豊島区の幼児教育のあり方についての検討

①で定めた理念を念頭に、平成 30 年に発行した「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会最終報告書」で示された施策について、当時から現在に至るまでの幼児を取り巻く状況の変化を鑑み、現在の状況においてどのような施策を行うべきか検討をする。

【イメージ図】



2. 平成 30 年 幼児教育の在り方検討委員会について（振り返り）

（1） 設置経緯

- 平成 27 年から、「子ども・子育て支援新制度」が開始され、ニーズの多様化や特別な支援を要する幼児が増加傾向にあるなど、区立幼稚園を運営していくに当たり、様々な課題が生じてきた。
- このため、平成 28 年度に「区立幼稚園のあり方検討委員会」を設置し、幼稚園をめぐる我が国の状況と豊島区の状況を踏まえ区立幼稚園の今後の方向性などについて検討を行った。
- この結果、就学前教育に対する時代の要請や区民のニーズに答えていくためには、区立幼稚園の在り方を見直すだけでは不十分であり、公立・私立、保育・幼稚園といった区別を超え、幼児が生活するすべての場において行われる幼児教育の抜本的な見直しを行う必要があるとの結論に至り、平成 29 年度から「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会」と名称を改め、引き続き、幼児教育・保育全体の在り方について検討を行うものとした。

(2) 報告書で示された主な施策

① 公民・保幼、所管の垣根を越えた一体的な幼児教育の推進

○ 保育所・幼稚園における幼児教育の質の向上

- 保育士、幼稚園教職員の研修の充実および一本化
- 幼児教育アドバイザーの導入
- 区立幼稚園の預かり保育などの保育サービスの充実
- 「豊島区における幼児教育センター」の検討
- 認定こども園の普及

② 家庭を含む就学前教育から小学校教育への円滑な接続

○ 家庭における幼児教育の充実

- 家庭における幼児教育の充実
- 特別支援教育の充実
- スタートプログラムの作成
- 保幼小地域連携推進協議会(仮称)の実施

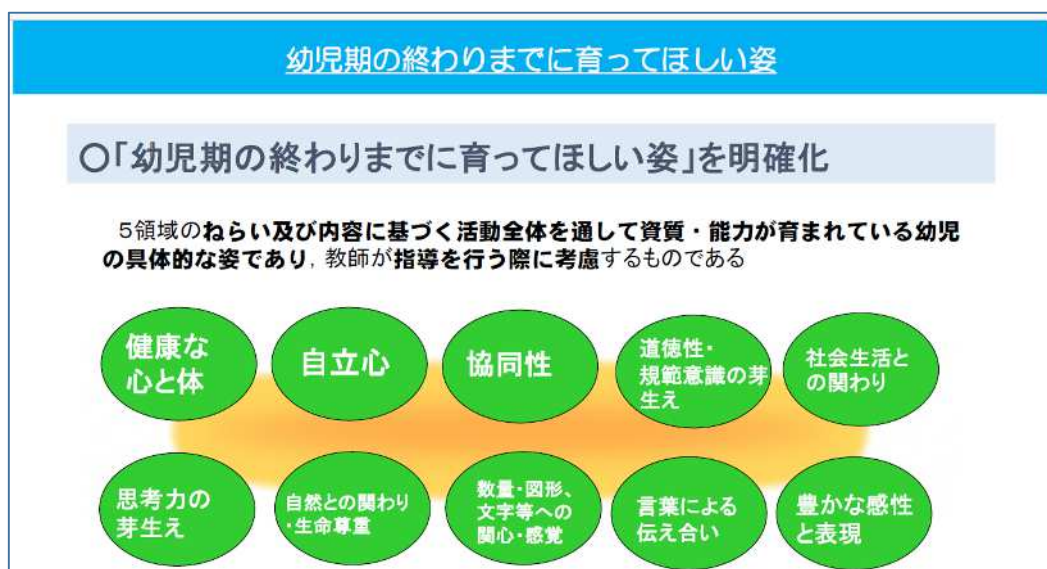
3. 豊島区の幼児教育を取り巻く状況の変化と課題

(1) 国の動向

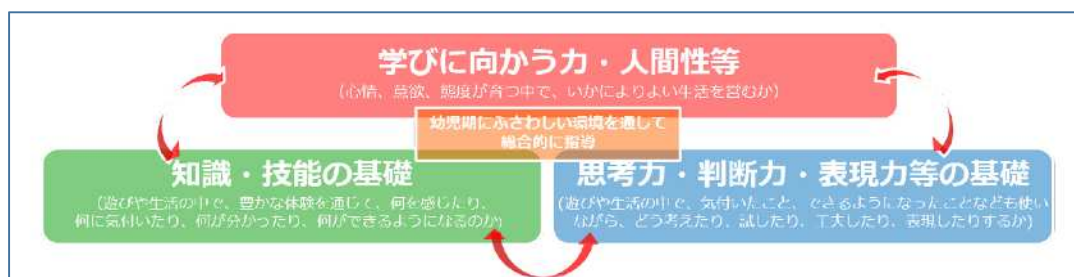
① 平成30年4月施行

「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂
「保育所保育指針」の改定

○幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園が幼児教育を行う施設に位置づけされるとともに、特に5歳児後半に見られるようになる資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明示



○また、幼児教育から義務教育、高等学校教育までを見通して、生活や学習に必要な資質・能力が育まれるよう、幼児教育段階では、施設類型を問わず資質・能力の基礎を一体的に育むことが明示



- さらに、同年の「小学校の学習指導要領」の改訂では、
- 「幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施」
- 「幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科などにおける学習に円滑に接続」
- が明記され、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性が記載された。

小学校教育との接続について
【小学校学習指導要領における学校段階等間の接続に関する記載】

○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性を記載

<参考>
 小学校学習指導要領
 第1章 総則
 第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続
 教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等(※)に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

※幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針を「幼稚園教育要領等」としている。

② 令和元年10月 幼児教育・保育の無償化

- 令和元年 10 月、「幼児教育・保育の無償化」（以下、無償化）が
- ①子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策
 - ②生涯にわたる人格形成の基礎やその後の義務教育の基礎を培う幼児教育・保育の重要性の観点から実施された。
- これにより幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無料になるとともに、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料となった。

③ 令和4年度 幼保小の架け橋プログラム（文部科学省）

○「幼保小の架け橋プログラム」は、5歳児から小学校1年生までの2年間（以下、架け橋期）の教育の充実を図るため、保幼小の先生はもとより、保護者や地域住民などの子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、子ども一人ひとりの多様性に配慮した上で、すべての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指す取組。

○ 架け橋期のカリキュラムの策定や相互の保育・授業参観などを進め、保幼小において、育みたい資質・能力や遊び・学びのプロセス、教育活動について相互理解を図り、幼児教育および小学校教育の充実並びに保幼小の円滑な接続を図ることが必要とされた。

○ そのため、教育委員会が中心となり、児童福祉などの担当部局とも連携を図りながら、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーなどの活用を推進するとともに、架け橋期のコーディネーターの配置・育成などを進め、架け橋プログラム促進のための体制を構築することが重要であり、国においてはこのような自治体の取組を支援することとされた。

（2）幼児教育を取り巻く状況の変化

①平成30年豊島区の幼児教育のあり方検討委員会時からの主な状況変化

ア、共働き世帯数

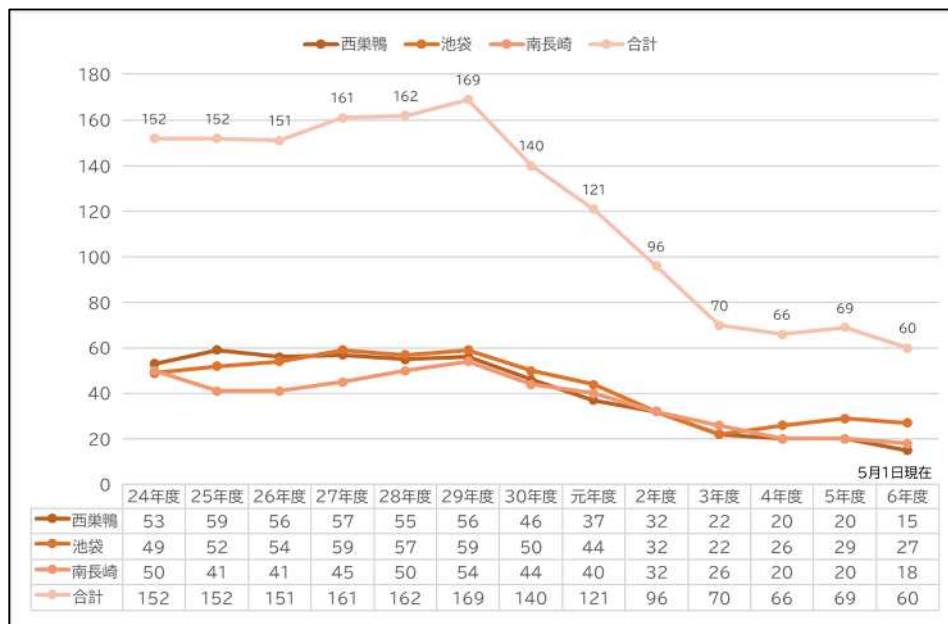
共働き世帯は年々増加しており、令和5年版厚生労働白書では、1262万世帯となり1980年以降過去最多の数字を記録している。



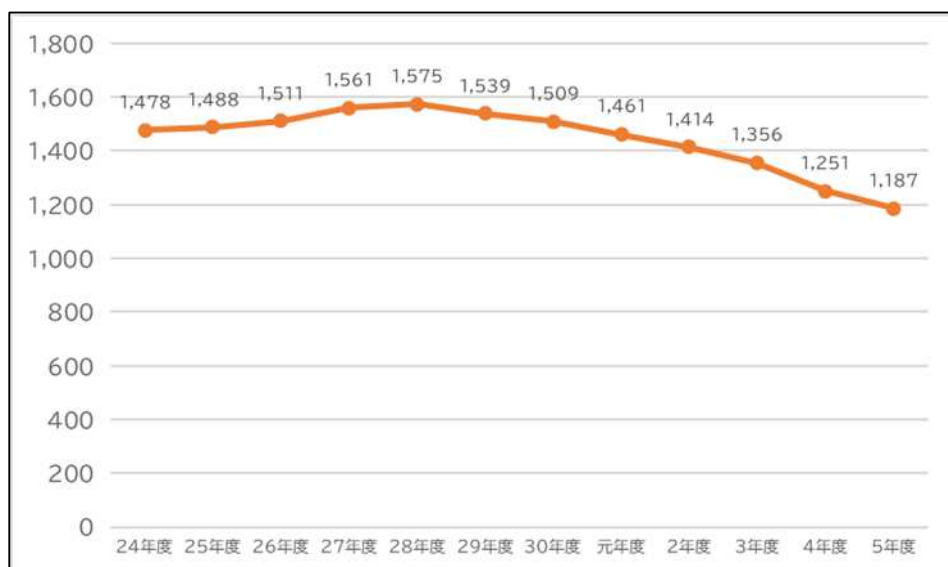
イ、区内幼稚園園児数

共働き世帯の増加などに伴い、豊島区内の幼稚園園児数は年々減少傾向にある。区立幼稚園は、平成 29 年 169 人から令和 5 年には 69 名に減少している。
(定員 180 名 充足率 38.3%)

【区立幼稚園園児数の推移】



【私立幼稚園園児数の推移】

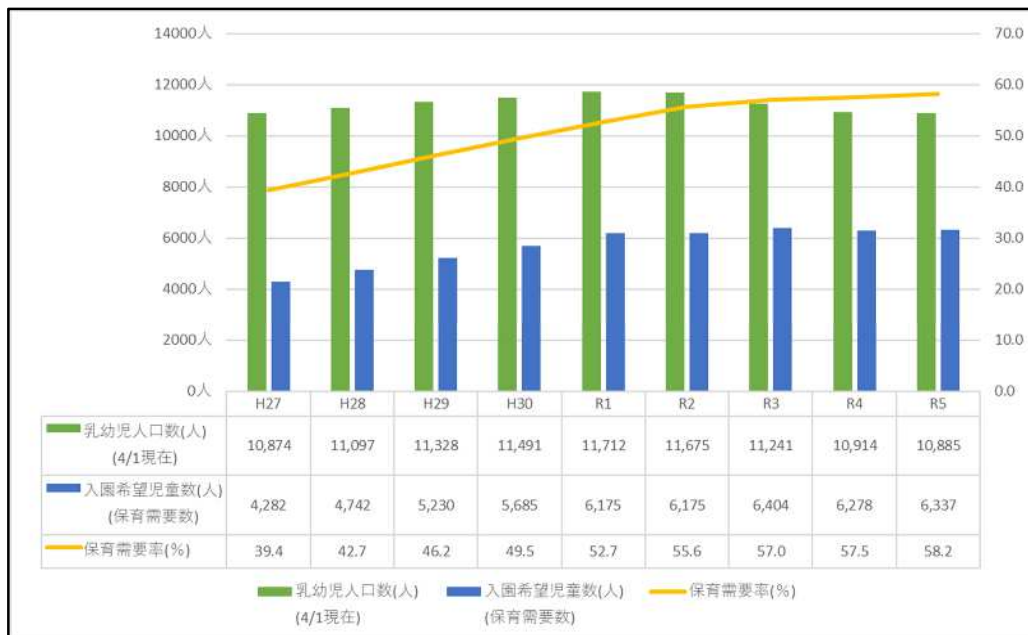


ウ、保育需要、待機児童数の推移など

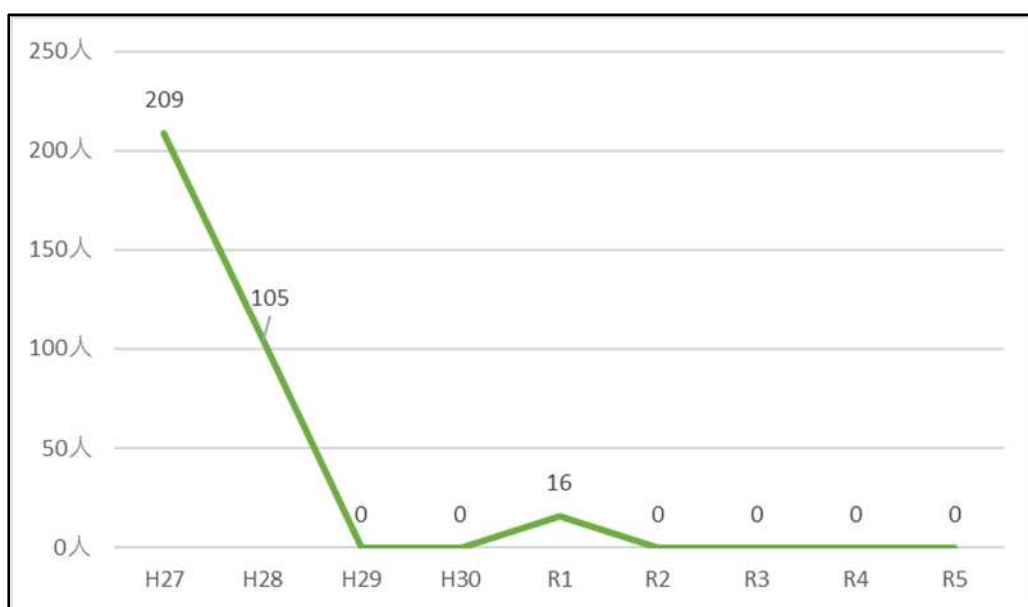
保育需要数は年々増加しており、平成 29 年に 46.2%だった保育需要率は、令和 5 年には 58.2%と増加している。

また、待機児童数については、平成 28 年には 105 名いたが、令和 2 年以降は 0 人を達成している。

【乳幼児人口数、保育需要数、保育需要率の推移】



【待機児童数の推移】



エ、区立幼稚園での特別な支援が必要な子どもの推移

区立幼稚園での特別な支援が必要な子どもの割合は増加傾向にあり、平成 30 年に 11 人で 7.9%だった割合は、令和 6 年には 19 人で 31.7%となっている。

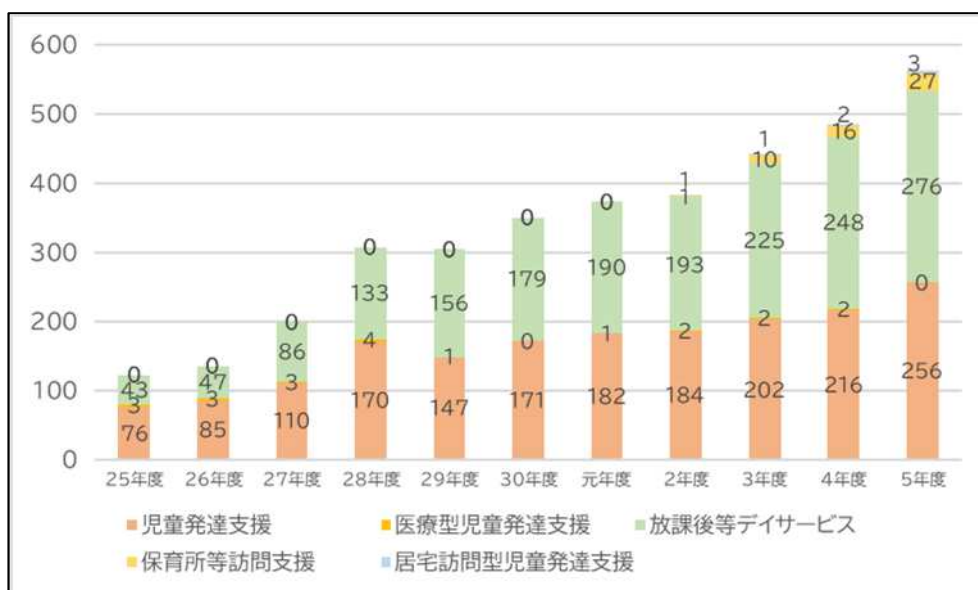
【区立幼稚園 特別な支援が必要な子どもの推移】



オ、障害児通所支援の支給人数

障害児通所支援の支給人数は、年々増加しており、平成 29 年に 304 人であったが、令和 5 年度には 562 人と約 1.8 倍となっている。今後も、特別な支援が必要な子どもが増加していくことが予想される。

【障害児通所支援 支給人数（ひと月当たりの平均人数）の推移】



カ、区立幼稚園の外国籍園児数

区立幼稚園での外国籍園児数は増加傾向にあり、平成 30 年に 10 名の 7.1%であったが、令和 6 年には 15 名の 25%と約 3.5 倍となっている。

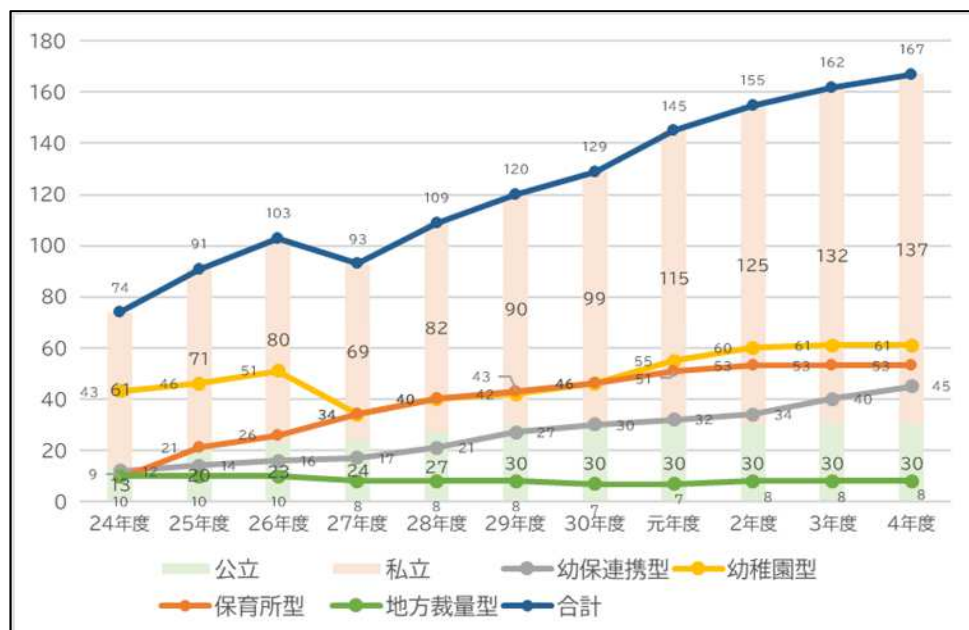


キ、東京都内の認定こども園数の推移

東京都の公立の認定こども園は、平成 29 年度から令和 6 年度まで増加していない。

※私立園は、園児や補助金獲得の関係から認定こども園に移行する園がある。

(R3 から R4 年度は 5 園増)



出所：「都道府県別の認定こども園数の推移（平成 19 年～令和 4 年）（こども家庭庁）」より豊島区作成

4. 幼児教育の理念・方針について

(1) 理念・方針の趣旨

豊島区のすべての就学前の子どもにどのような幼児教育を展開して、どのようなことを学ぶべきか、豊島区が目指す幼児教育の根幹となる理念を定める。

(2) 理念・方針の策定

- 令和6年に策定した豊島区教育大綱や豊島区を取り巻く小中学校の様々なデータ、本部会の学識経験者からのご意見などを参考に策定する。

ア、豊島区教育大綱 素案
イ、豊島区の小中学校の現状
ウ、本部会（教育ビジョン検討委員会幼児教育部会）委員のご意見
エ、豊島区教育委員会教育委員のご意見

- 幼児期においては、これら大綱や豊島区を取り巻く小中学校のデータ、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下で「遊びを通しての指導」を中心に行うことが重要なことなどをふまえ、下記のとおり「幼児教育の理念」と「幼児教育の方針」を定めた。

【幼児教育の理念】

全ての就学前の子どもが質の高い教育を受け、

小学校へ円滑に接続する幼児教育

豊島区の幼児教育の方針

1

興味・関心・意欲に応じた「遊びを通した主体的な学び」を尊重し、「生きていくうえでのたくましさや自己肯定感」「一人ひとりの健やかな心と体」「学校教育を含めた生涯学習の基礎」を育みます。

2

他者と関わる楽しさや思いやりなど、人間関係の基礎を身につけ小学校への円滑な接続を推進します。

3

国籍・文化・人種など、多様性を認め、個性や人権を尊重しあえる豊かな感性を養います。

4

教育及び保育の質の向上に取り組むとともに、地域の人々や文化・伝統に触れる機会を通して、豊島区への愛着を育む教育を行います。

5. 今後の方針

(1) 幼児教育センターの設置

① 国の動き

○ 令和3年度、文部科学省は幼児教育推進体制の充実・活用強化事業として「幼児教育推進体制の強化」を作成

○ 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、質の高い幼児教育の提供が大切である。そのために、「地域の幼児教育の質の向上」として、幼児教育の拠点としての幼児教育センターの設置が重要であることを記載。

○ 豊島区においても、公私や施設類型の垣根を超えた幼児教育の推進するため、幼児教育センターの設置について検討を行うこととした。

② 幼児教育センターの設置目的

特別な支援が必要な子どもや外国籍の子どもの増加、共働き世帯増加に伴う私立保育園などの増加などの変化をふまえ、幼児教育に関わる者が相互に連携し、すべての子どもが健やかに成長できる環境が求められている。

このような状況下、今後の幼児教育の拠点として、公立・私立の幼児教育施設に通う子ども、家庭保育の子ども、すべての就学前の子どもがより質の高い幼児教育を受け、円滑に小学校に接続できる仕組みを構築するため、幼児教育センターを設ける。

③ 取組方針

ア 幼児教育の質の向上

⇒幼児教育の拠点として、多様な課題に対応する幼児教育施設における幼児教育の質の向上を支援する。

⇒幼児教育アドバイザーを各幼児教育施設に派遣し、幼児教育の質の向上を図るとともに、今後増加が見込まれる、特別な支援が必要な子どもや外国籍の子どもに対してもより質の高い教育を提供する。

⇒相談窓口を充実させ、家庭で保育する保護者の悩みや相談に応じる。

イ 小学校への円滑な接続

⇒幼児教育施設問わず、保幼小連携の強化を行う。

⇒公立・私立幼稚園教職員・保育士、小学校の教職員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム（就学前5歳と就学後6歳の指導計画）研修を行う。

④ 幼児教育センターの具体的な取組

ア 幼児教育の質の向上

Ⅰ、区内の幼児教育施設への支援（通年）

【目的】 幼児教育の質の向上を図るために、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する幼児教育アドバイザー（学識経験者・臨床心理士など）を各幼児教育施設へ派遣する。また、現場の園児の様子を確認し特別な支援が必要な子ども、外国籍の子どもに関する教育相談にも応じる。状況に応じて保護者の同席可とする。

【対象】 保護者、全保育者

Ⅱ、就学前教育共通プログラムの策定

【目的】 公立・私立、保育所・幼稚園、家庭の保育の違いを超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びを小学校の生活、学習へとつなげるため、教育委員会と子ども家庭部が連携して、どの幼児教育施設でも活用できる 0～5 歳児を対象とした共通のプログラムを策定する。

【対象】 保護者、全保育者

Ⅲ、幼児教育に係る相談（通年）

【目的】 家庭で子どもを育てている保護者、転園を検討している保護者など、様々な保護者のニーズに応じた相談を受け、適切な提案を行う。

【内容】 ①家庭で子どもを保育する保護者などに区立幼稚園（未就園児の会）、保育園（一時保育）など、豊島区で行っている様々な取組について情報提供を行う。

②相談内容に応じて子ども家庭支援センター、児童相談所などの子育て支援関係機関との連絡調整を行う。

【対象】 全保護者

イ 小学校への円滑な接続

Ⅰ、年長の園児と小学校児童の交流（通年）

【目的】 園児が小学校に訪問し児童と交流することで、小学校の雰囲気を就学前から感じ、就学後も安心して小学校生活を過ごせるようにする。

【対象】 年長 5 歳児、小学校 1～6 年生

【内容】 学校探検、授業参加、3 学期給食・ランドセル体験、やご救出作戦、1 年生との交流など

【事例】 ①学期に 1 回程度、保幼小連携日を定め、園児が学校に来る機会および保育者が小学校へ入学した子どもたちの成長を見届ける機会を設ける。

②月 2 回程度、給食の時間帯など校庭開放日を定め園児達に開放する。

③展覧会、学習発表会、学校公開などを通じた公開

【その他】幼稚園、保育園と小学校の縦の繋がりだけではなく、保育施幼稚園、保育園同士の横の交流についても子ども家庭部と連携し強化していく。

Ⅱ、区立小学校長と幼稚園長・保育園長との連絡会議（５月、１０月）

【目的】区立小学校区ごとに、校長と学区内の公立・私立の幼稚園・保育園の園長との連絡会を開催し、情報交換を通して学校・保育園間の教育内容について共通理解を図る。

【対象】小学校長・副校長、幼稚園長、保育園長など

【内容】就学前教育の状況についての共通理解、就学後の児童の情報共有

Ⅲ、保幼小連絡会（５月、２月末）※５月はⅡの連絡会議終了後

【目的】区立小学校区ごとに、教職員と学区内の公立・私立の幼稚園・保育園の保育士との連絡会を開催し、今後の教育活動に向けてお互いに学校や各園の紹介を行うとともに児童園児の情報交換や年間行事の確認を行う。

【対象】幼稚園教職員、保育士、小学校教職員

【内容】５月・・・保幼小連携日や校庭開放日などの共有、学校、各園の行事確認、意見交換

２月・・・会場：東西南北の代表小学校１校実施：東西南北にエリアごと、異なる日で１回実施 ※豊島区全体で４回の実施

内容：小学校単位でブースを設定し、児童・園児の情報交換、就学支援シートの引き継ぎ

Ⅳ、アプローチ・スタートカリキュラム研修の実施（通年）

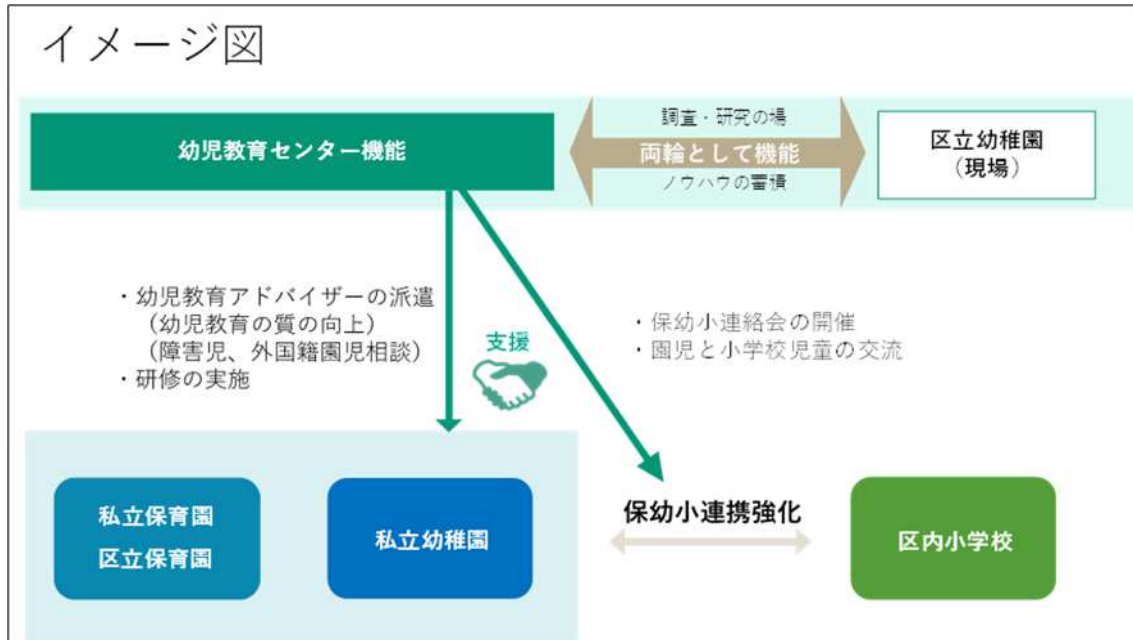
【目的】公立・私立幼稚園教職員・保育士、小学校の教職員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム（就学前５歳と就学後６歳の指導計画）研修の実施などにより、すべての子どもが小学校に円滑に接続できるようにする。

【対象】教職員、全保育者

⑤ 幼児教育センターと区立幼稚園との連携 ※区立幼稚園の方向性については後述参考

幼児教育センターにノウハウを蓄積するため、区立幼稚園と連携する。

⇒幼児教育センターと区立幼稚園の現場で両輪機能をはたす



参考：文部科学省 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会最終報告
抜粋

地方自治体においては、複数の施設類型が存在し、私立園が多い幼児教育の現場において、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、幼保担当部局の連携・協働や一元化を一層推進することが重要である。

その際、幼児教育と小学校教育との円滑な接続、さらには0歳から18歳までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の一貫性・連続性を確保する観点から、設置者や施設類型を問わず、国公立の幼児教育施設における教育に関する指導・助言、研修の実施、専門人材の育成等については、児童福祉等の担当部局とも連携しつつ、教育委員会が積極的に関与して役割を果たしていくことが必要である。

(2) 区立幼稚園の方向性

① 現状

- 現在、区立幼稚園は共働き世帯の増加による保育需要の増および区立幼稚園園児数が減少している。

(平成 29 年 169 人をピークに減少傾向にあり、令和 6 年 5 月 1 日現在 60 名。

令和 7 年度はさらに減少が見込まれる)

(他区も同様に、園児減少の傾向が続いている)

- 国の女性就業率 (25 歳～44 歳) は右肩上がりです。上昇しており、今後も共働き世帯の増加が予想される。

(国全体の女性就業率は、令和 5 年度 80.9%、令和 7 年度 82.0%と増加傾向)

- 東京都では保育料の無償化が第一子にまで拡大することを検討しており、さらに共働き世帯の増加が予想される。

② 課題

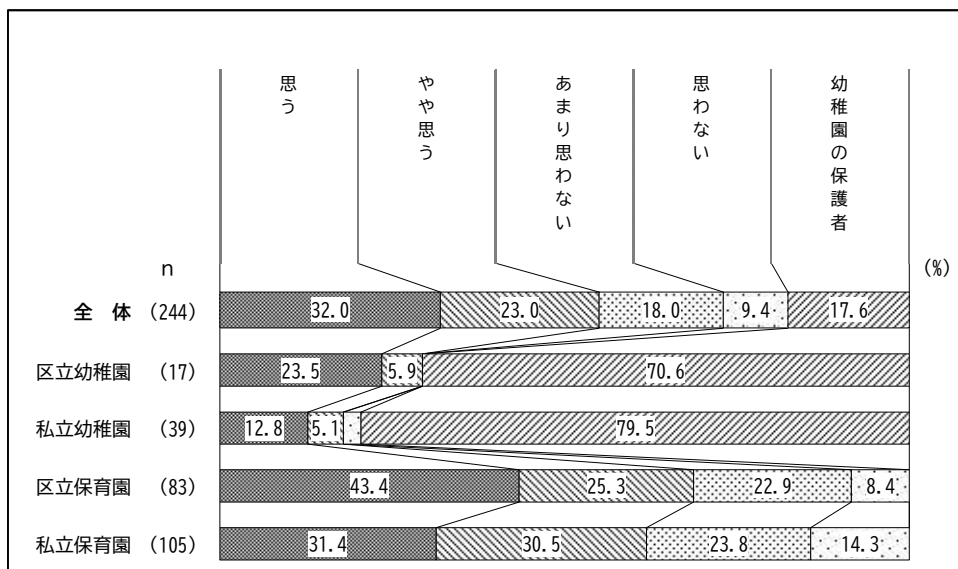
- 就労が理由で子どもの送迎などが行えず、幼稚園に通わせたくても通わせることができない保護者が一定数いる。

- 一方、今後増加が見込まれる特別な支援が必要な子どもや外国籍の子どもは、私立幼稚園だけで受け入れることは難しい。

- 園児数の著しい減少により、適正な集団保育の実施が困難な状況になりつつあること。

《参考 区民のニーズ 令和 6 年実施 教育施策に関する意識調査》

仕事と両立できるなら幼稚園や認定こども園に通わせたいと「思う」「やや思う」は 55.0%



③ 区立幼稚園に期待される役割

ア、幼児教育の質の向上に向けた取組

区立幼稚園は、これまで教育委員会の指導・助言のもと、各園の特色を発揮しながら、研究活動の実施や地域との連携・交流を実施するなど、豊島区の施策に即した教育を実現し、幼児教育の質の向上に努めてきた。今後も、幼稚園教育要領に基づく幼児教育を実施し、研究報告会の開催などにより研究内容を共有するなど区内幼児教育のさらなる質の向上を目指す。

イ、幼児教育センターの現場（調査・研究などする場）としての機能

区立幼稚園は、これまで多くの特別な支援が必要な子どもや外国籍の子どもを預かり、質の高い幼児教育を提供してきた実績があり、その経験やノウハウが蓄積されている。今後は、その経験やノウハウを生かし、幼児教育アドバイザーの派遣や、幼稚園教職員・保育士・小学校教職員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム（就学前5歳と就学後6歳の指導計画）研修などを行うための調査・研究の場としての役割を担う。

ウ、特別な支援が必要な子どもや外国籍の子どもの受け入れ

特別な支援が必要な子どもや外国籍の子どもは年々増えており、今後も増加が予想される。こうした子どもたちだけでなく、支援を要しない子どもも受け入れ、幼少期から国籍・文化・人種など、多様性を認め、個性や人権を尊重しあえる豊かな幼児教育を行う。

エ、地域の皆様や企業・NPO 団体などとの連携

日頃より様々な支援を頂いている地域の皆様や企業・NPO 団体などと連携し、地域の文化・芸術・音楽などの触れる体験機会を増やすことで、様々な感性と触れ合うだけでなく、地域への愛着を育みながら子どもたちの人格形成の基礎を育成する。

参考：文部科学省 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会最終報告抜粋

公立幼稚園は、地域の幼児教育の質向上に向けて、①幼児教育の拠点園として、地域の子供の実態に基づく実践研究を実施するとともに、他の幼児教育施設等に関した研修や公開保育等を通じて、地域に幼稚園教育要領の趣旨やこれに基づく実践を浸透させる役割、②小学校以降との円滑な接続を図るため、域内の小学校（タテ）と幼児教育施設（ヨコ）をつなぐ結節点となり、架け橋期のカリキュラムの編成・実施・改善を主導する役割、③障害のある幼児や外国籍等の幼児を含む全ての幼児に質の高い幼児教育の機会を保障する役割、④域内の他の幼児教育施設や自治体との人事交流を通じて地域の幼児教育を担う人材、ひいては幼児教育を担当する指導主事や幼児教育アドバイザーとして活躍する人材を輩出する役割、⑤幼児教育の重要性や幼児期の発達の特性を踏まえた日々の教育活動について、地域に発信する役割を果たしていくことが重要である。

○区立幼稚園が上記役割を担うため、区立幼稚園 1 園でモデル的に下記の取組を検討する。

ア、預かり保育時間の拡大（7：30～9：00、17：00～19：00）および給食（お弁当）の提供

※預かり保育時間は、豊島区の特徴である文化・芸術などに触れる時間を設ける。

《参考 預かり保育を行っている他区の幼稚園》

◆杉並区：定員 558 人のうち入園者数 388 人 充足率 69.5%

◆品川区：定員 658 人のうち入園者数 467 人 充足率 71.0%

参考：文部科学省 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会最終報告 抜粋

・国及び地方自治体においては、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、必要な人的体制や教育環境を含め、より実践の質向上を図るための調査研究を進め、預かり保育の充実につなげていく必要がある。

イ、インクルーシブ教育の推進

障害の有無や国籍、性別などにかかわらず、個々の人権を大切にし、一人ひとりの子どもに寄り添った教育を推進することで、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認める心を育む。

参考：幼稚園教育要領 前文

これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓(ひら)き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。

⑤ 区立幼稚園の認定こども園化について

○平成 30 年「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会最終報告書」では、区立幼稚園の認定こども園化の検討が示され、設置に向けて様々な検討を行ってきた。一方、この間、国においては、幼児教育センター普及や架け橋期教育の推進、豊島区においては、待機児童ゼロの達成、特別な支援が必要な子どもや外国籍の子どもの増加など、幼児教育を取り巻く環境は大きく変化している。これらの状況や、国が示す認定こども園の意義や豊島区幼児教育のあり方検討委員会最終報告書で示した主な認定こども園の意義を改めて確認し検討を行う。

ア、国（内閣府 現：こども家庭庁）が示す認定こども園の意義 ※順不同

- I、待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用
- II、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能
- III、集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援
- IV、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援

イ、豊島区幼児教育のあり方検討委員会最終報告書で示した主な認定こども園の意義

- I、待機児童問題への対応（保育需要増加への対応）
- II、共働き世帯増加への対応（就労形態の変化への対応）
- III、質の高い幼児教育へのニーズおよび小学校教育の接続における小1プロブレムへの対応

ウ、これまでの豊島区での取組 ※ア、イのローマ字数字に対応

I、待機児童への対応

⇒私立保育園の積極的な誘致などにより、令和2年度以降待機児童ゼロを達成

エ、今後の豊島区での取組 ※ア、イのローマ字数字に対応

II、共働き世帯増加への対応

⇒区立幼稚園の預かり保育の拡大、給食（弁当）の提供を検討することで対応

III、質の高い幼児教育の提供および異年齢交流、小学校への円滑な接続への対応

⇒幼児教育センターにより、質の高い幼児教育の提供および保幼小の連携を積極的に推進することで対応

IV、地域子育て支援への対応

⇒区立幼稚園および幼児教育センターの幼児教育に係る相談機能を充実することで対応

○国および豊島区幼児教育のあり方検討委員会最終報告書で示された認定こども園の意義（設置により期待される効果）は、Ⅰ、待機児童ゼロの達成、Ⅱ、預かり保育の拡大、給食（弁当）の提供、Ⅲ、幼児教育センターにより、質の高い幼児教育の提供や保幼小連携強化による幼児教育施設間（ヨコ）や小学校との連携（タテ）を積極的に推進、Ⅳ、区立幼稚園および幼児教育センターの幼児教育に係る相談機能を充実などにより代替するため早期の設置は検討しない。

○なお、認定こども園の設置および3年保育は、幼児教育に係る国の制度や都の動向、豊島区の就学前人口の推移、区施設の再構築、学校の改築による施設の複合化などの状況をふまえたうえで総合的に検討・判断していくこととする。

⑥ 望ましい教育環境

○幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。学校教育法では、幼稚園における教育は「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律および協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。」と示されており、適正な集団保育の確保が求められるが、同法の規定に基づく幼稚園設置基準では、「学級の幼児数は35人以下を原則とする。」と示されており、下限人数は明記されていない。

少人数学級の場合、幼児同士の関わりを深めたり、個々の指導が充実したりする一方、関わりを広げることには指導の工夫が求められる。

多様な人と関わる力を養うためには、幼児同士が多様に関わりあい、複数のグループが交流し合って成長できる環境が求められる。

⑦ 望ましい園児数について

○4歳児になると、リレー・鬼ごっこなどグループに分かれて行動をしたり、他者と相談したり、話し合ったりすることによって協同の精神や規範意識の芽生えを養うことができる。また、異年齢の交流、近隣幼児教育施設などとの交流を行うことで、多様な人と関わる経験を重ねることができると考える。

○以上のことから、指導の工夫を前提としつつも、3人グループを2つ作ることができる6人以上の学級編成が望ましい。ただし、年度途中の転居などによる転入希望があることも考慮する。

6. 資料

豊島区教育ビジョン検討委員会幼児教育部会 (幼児教育のあり方検討委員会《第2次》) 設置要綱

〔 令和6年2月1日
教育部長決定 〕

(設置)

第1条 令和元年9月策定の「豊島区教育ビジョン2019」の改定について具体的・専門的な検討を行うため、「豊島区教育ビジョン検討委員会」(以下「委員会」という。)に以下のとおり、幼児教育部会(幼児教育のあり方検討委員会《第2次》)(以下「部会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、幼児教育とは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとして幼稚園・保育所・認定こども園など施設の種別を問わず、小学校就学前の幼児に対して行われる教育を意味する。

(任務)

第3条 部会は、次の事項を検討し、その結果を「豊島区教育ビジョン検討委員会」に報告する。

- (1) 令和元年9月策定の「豊島区教育ビジョン2019」における幼児教育の改定内容に関すること。
- (2) 豊島区における幼児教育のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、別表に掲げる職にある者で構成し、教育委員会が委嘱する。

2 部会員の任期は、豊島区教育ビジョン策定までとする。

(会議)

第5条 部会に部会長を置く。

2 部会長は部会を構成する者から教育長が指名する。

3 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の会務を統括する。

5 部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第6条 部会の庶務は、庶務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表(第4条関係)

職名
(1) 学識経験者
(2) 私立幼稚園代表
(3) 私立保育園代表
(4) 子ども家庭部長
(5) 教育部長
(6) 障害福祉サービス担当課長
(7) 子ども若者課長
(8) 子育て支援課長
(9) 子ども家庭支援センター所長
(10) 保育課長
(11) 保育政策担当課長
(12) 保育支援担当課長
(13) 庶務課長
(14) 教育施策推進担当課長
(15) 学務課長
(16) 指導課長
(17) 教育センター所長
(18) 区立小学校長
(19) 区立幼稚園長

豊島区教育ビジョン検討委員会幼児教育部会
(幼児教育のあり方検討委員会《第２次》) 名簿

職名	名前	所属
学識経験者（部会長）	田代 幸代	共立女子大学 家政学部 児童学科 教授
学識経験者	箕輪 潤子	武蔵野大学 教育学部 幼児教育学科 教授
私立幼稚園代表	角本 史夫	白鳩幼稚園 園長
私立保育園代表	山口 範子	西巣鴨さくらそう保育園 園長
子ども家庭部長	活田 啓文	
教育部長	兒玉 辰哉	
障害福祉サービス担当課長	田邊 栄一	
子ども若者課長	小椋 瑞穂	
子育て支援課長	安達 絵美子	
子ども家庭支援センター所長	山本 りか	
保育課長	渡邊 明日香	
保育政策担当課長	長澤 義彦	
保育支援担当課長	樋口 友久	
庶務課長	岩間 文仁	
教育施策推進担当課長	後閑 啓太	
学務課長	柳下 弥	
指導課長	丸山 順子	
教育センター所長	木田 義仁	
区立小学校長	山口 正男	池袋小学校 校長
区立幼稚園長	高橋 順子	南長崎幼稚園 園長

開催実績

□ 第1回

日時	令和6年3月19日（火）16：30～
場所	本庁舎8階 教育委員会室
検討事項	①教育ビジョン検討委員会 幼児教育部会（幼児教育のあり方検討委員会《第2次》）の設置について ②豊島区における幼児教育をめぐる変遷・検討状況について ③検討スケジュール案について

□ 第2回

日時	令和6年5月17日（金）16：30～
場所	507 会議室
検討事項	①幼児教育の定義について ②豊島区の幼児を取り巻く状況変化及び今後の進め方について ③【平成30年発行】豊島区の幼児教育のあり方検討委員会最終報告書で示された施策について ④保幼小連携について ⑤幼児教育センター的機能について

□ 第3回

日時	令和6年6月17日（月）16：30～
場所	本庁舎8階 教育委員会室
検討事項	①前回（5.17開催の幼児教育部会）の振り返り ②本区の幼児教育で目指す理念について ③検討会の課題について

□ 第4回

日時	令和6年8月30日（金）16：30～
場所	本庁舎8階 教育委員会室
検討事項	①前回（6.17開催の幼児教育部会）の振り返り ②本区の幼児教育で目指す理念について ③これからの幼児教育について

□ 第5回

日時	令和6年9月27日（金）18：00～
場所	本庁舎8階 教育委員会室
検討事項	①最終報告案について

□ 第6回

日時	令和6年10月22日（金）16：30～
場所	本庁舎8階 教育委員会室
検討事項	①最終報告案について

豊島区教育ビジョン検討委員会
幼児教育部会

令和6年（2024年）11月

編集・発行 豊島区教育委員会事務局 教育部 庶務課